

中国税務速報

2019年7月22日

1. 財政部税務総局 車両購入税の優遇政策に関する公告

「中華人民共和国車両購入税」を実施するため、今回車両購入税の優遇政策の継続について以下の通知を行います。

- 1) 海外留学生在が帰国のうえ就職し、国産車を1台購入する場合、及び中国に長期間定住する専門家が輸入車を1台購入する場合、車両購入税を免除します。また水防部門及び森林消防部門の指揮、検査、管理、警報、連絡のために固定装置が設置された、指定のメーカーの車両については自動車取得税を免除します。
- 2) 2018年1月1日から2010年12月31日までに購入した新エネルギー自動車については自動車取得税を免除します。
- 3) 2018年7月1日から2021年6月30日までに購入したトレーラーについては自動車取得税を半減します。
- 4) 中国婦人発展基金会「母親健康快車」に関し、購入した医療車については自動車取得税を免除します。
- 5) 北京2022年冬季オリンピックと冬季パラリンピック組織委員会に対して、新しく購入された車両については自動車取得税を免除します。
- 6) 元公安の現役部隊と元武装警察の黄金、森林、水力発電部隊が地方自動車免許証を再発行した車両については（公安消防、武装警察森林部隊が消火救援活動を行う車両は含まれない）、一回限り自動車取得税を免除します。

当公告は2019年7月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4457446/content.html>

2. 財政部税務総局発展改革委員会 養老、保育、家政等コミュニティ家庭サービスに係る優遇税制政策に関する公告

養老、保育、家政等のコミュニティ家庭サービス発展のため、今回関連する優遇税制政策について以下の公告を行います。

- 1) コミュニティにおいて養老、保育、家政等のサービスを提供する組織は、以下の規定により優遇税制を受けることが出来ます。
- 2) コミュニティにおいて養老、保育、家政等のサービスを提供する組織が、自己で所有し、若しくは賃借、無償使用等の方法を通じて取得し、養老、保育、家政等のサービスの提供される不動産、土地について、不動産税、都市土地使用税を免除します。
- 3) 本公告のコミュニティは一定の地域範囲内に住む人からなる社会生活共同体を指し、都市コミュニティと農村コミュニティが含まれます。
- 4) 以下の条件に合う家政サービス企業が家政サービスを提供して取得した収入については「営業税・増値税の統一化に関する試験的・過渡的政策に関する規定」（財税〔2016〕36号添付ファイル）第一条第（三十一）項の規定により、増値税を免除します。
- 5) 財政、税費徴収機関は業務の要求に応じ民政、衛生健康、商務などの部門と情報共有を行い、協力を行います。民政、衛生健康、商務などの部門は積極的に協力し、優遇政策の実施を確保します。
- 6) 当公告は2019年6月1日から2025年12月31日まで試行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4473532/content.html>

3 財政部税務総局 2018 版企業所得税納税申告書の一部のフォームおよび報告説明の修正に関する公告

汚染防護管理業務に従事する第三者企業に対し、企業所得税率を 15%に低減し、固定資産の割増償却の適用範囲を拡大するなどの企業所得税の優遇税制を実施するため、税務総局は「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（A 類、2018 年版）」、「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（B 類、2018 年版）」の一部のフォーム及び報告説明の修正を行います。今回の関連事項について以下の公告を行います。

- 1) 「免税収入、所得減税、所得控除などの優遇明細書」（A201010）、「所得税減免優遇明細書」（A201030）、「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書と年度納税申告書（B 類、2018 年版）」（B100000）につき一部フォーム及び報告説明を修正します。
- 2) 「中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（A 類）」（A200000）、「固定資産割増償却（控除）優遇明細書」（A201020）に係る報告説明につき修正を行います。
- 3) 当公告は 2019 年 7 月 1 日から施行されます。「国家税務総局により<中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（A 類、2018 年版）>などの報告書に関する公告」（国家税務総局公告 2018 年第 28 号）と「国家税務総局により<中華人民共和国企業所得税月次（四半期）予定納税申告書（A 類、2018 年版）>等一部のフォームおよび報告説明を修正することに関する公告」（国家税務総局公告 2019 年第 3 号）による上記のフォームおよび報告説明は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4453783/content.html>

4. 財政部税務総局 個人の収入に適用される課税所得項目に関する公告

改正「中華人民共和国個人所得税」を徹底的に実施し、政策をリンクさせるため、個人の収入に適用される個人所得税の課税所得項目について以下の公告を行います。

- 1) 個人が勤務先或いは他者から保証提供収入を得る場合、「一時所得」として個人所得税を計算し税金を納付することとなります。
- 2) 不動産所有者が不動産を他者に無償で贈与する場合、贈与された者は無償で受取る収入について、「一時所得」として個人所得税を計算し税金を納付することとなります。
- 3) 企業は業務の宣伝、広告等の活動中において、不特定多数の個人にプレゼント（インターネット上でのボーナス含む、以下同じ）を贈る場合、及び企業が忘年会、座談会、祝賀会その他の活動で不特定多数の個人にプレゼントを贈る場合において、個人が取得したプレゼント収入については、「一時所得」として個人所得税を計算し税金を納付することとなります。但し、企業が贈る価格割引や割引きの性質がある商品券、クーポン、商品券、割引券などは含まれません。
- 4) 個人が「財務部 税務総局 中国銀行保険監督管理委員会 中国証券監督管理委員会 個人税収繰延型商業養老保険の実施に関する公告」（財税〔2018〕22 号）により、税収繰延型商業養老保険から年金収入を受取る場合、25%の年金収入については免税とし、残り 75%の年金収入については 10%の個人所得税を課することとなります。年金収入は「給料・報酬所得」として計上し、保険機関が源泉徴収した後、年金保険を購入した所在地で全額の控除申告を行うこととなります。
- 5) 当公告は 2019 年 1 月 1 日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4446611/content.html>